

クローズアップ

任意後見制度の普及に注力

合同保険ぷらす 西代表と中川氏に聞く



西代表(左)と中川さん

保険契約者の高齢化が進むなか、長年にわたり保険加入してくれた顧客と保険とは別の接点での関係性を維持するために任意後見制度の専門会社「合同会社ぷらす」を立ち上げたのは、神奈川県横浜市で保険代理店「株式会社KTN」を展開する西信勝氏だ。未来永劫にわたり顧客に寄り添いたいという思いで設立した同社の取組みと任意後見制度の意義について、西代表と中川玲子氏に聞いた。

進む保険契約者の高齢化 後見制度活用して接点維持

任意後見制度を業とする会社を立ち上げることにした経緯は、西 保険のお客様の高齢化が進んでおり、これまで10年20年と加入し続けてくれたお客様が自動車を売却して施設に入居したりするなどして、自動車保険や火災保険を解約する頻度が高まってきていることを実感しています。保険契約者を次世代につないでいく取組みは当然行っていくとして、長年お付き合いをい

ただいたお客様との縁が切れてしまうのは本当にさびしいものですか、西 そうですね、確かに、こうしたなかでも、その後もお客様に寄り添い接点を持ち続けられるようなことはできないかと考えてきたことが背景にありました。別法人として展開すると、任意後見制度に特化した会社を立ち上げた方がよいだろうというところで、合同会社ぷらすを設立

ました。後見制度の意義や概要について教えてください。西 例え認知症を発生してしまっても、財産管理などで自身で行えなくなってしまうことがたくさんあります。任意後見制度は、将来、判断能力が不十分(認知症・知的障害・精神障害など)になったときのために、元気で判断能力があるうちに財産管理や身上監護のあり方についてご本人やご家族等で事前に考え、決めて備える制度です。ご本人が「今後この代理店(株式会社KTN)での一事業とせず、専門性を持たせるために任意後見制度に特化した会社を立ち上げた方がよいだろう」ということで、合同会社ぷらすを設立

後見制度)には任意後見制度のほかに法定後見制度がありますが、両者の大きな違いは任意後見の後見人は主に親族や友人が行い、法定後見の後見人は主に弁護士や司法書士などの士業が行う点です。また、本人の判断能力がない場合は法定後見しか選択肢がなく、一方の任意後見を行いたい場合は本人の判断能力があるうちでなければいけないという違いがあります。西 代表的なのは、認知症発症による本人ができなくなる管理財産にはどのようなものがあるのでしょうか。西 代表的なのは、認知症になると本人の銀行口座が凍結されてしまいか、預貯金の各取引ができなくなってしまうことです。また、損害保険や生

命保険などの各契約の解除・変更、不動産の売買および賃貸契約・建て替え・改修工事、株や債券等の金融商品取引、贈与や相続の手続きも行えなくなってしまう点です。西 当社ではご相談いただいたお客様のご自宅に訪問させていただき、現在の状況やご家族構成・お客様の願いをお聞きし、まずは任意後見制度を利用することが本当に最善かを一緒に検討させていただきます。結果、最も善くなった場合にはご本人およびご家族等から事前に備えておきたい財産管理や身上保護のあり方についてヒアリングを行うところとです。

また、この制度と親和性の高い保険代理店にも広く、制度のことをお伝えして、任意後見を広げてもらいたいというようにも考えています。西 親の財産等を把握・管理する必要を感じてはいるものの、躊躇も申し訳ないかなど考えてしまうこともあるかもしれません。任意後見制度はこうした家庭での話し合いを作る良いきっかけになりそうです。

～「成年後見制度」法定後見と任意後見の違い～

種類	法定後見	任意後見
ご本人の状況	判断能力なし	判断能力あり
後見人の種類	法定後見人(主に士業)	任意後見人(親族、友人等)
後見人を決める人	家庭裁判所	ご自身およびご家族
後見監督人を選任する人	家庭裁判所が状況により	家庭裁判所
後見人の報酬	預貯金額に応じて	自由に決められる
後見監督人の報酬	預貯金額に応じて	預貯金額に応じて
各報酬の支払い	後見開始後毎月	後見監督人確定後毎月
依頼出来ること	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護 死亡後、相続確定までの財産管理

※掃除・家事・買い物、医療行為の同意、結婚及び養子縁組等の代理・取消、遺言書作成等は作業対象外となります。

公正証書作成を支援 本人の願いをかなえ、思いを伝える

公正証書の主な記載例はどのようなものがあるのでしょうか。中川 ご本人が今後例えば「自分名義で加入している保険契約に関する各手続き(変更・解約・保険金の受取等全て)については同居している次女にお願いしたい」「福祉サービスを積極的に利

用しながら在宅での介護を希望するが、在宅介護が難しくなった場合には家族が通いやすい場所にある施設への入所手続きを希望する」というようなものです。また、こうした財産管理や身上監護だけではなく、月に一度美容院に行きたい、毎年お正月にはおせち料理が

食べたい、孫にお年玉をあげたい、という思いや希望も公正証書に記載できます。つまり任意後見は、ご本人の願いをかなえる、思いを伝える正式なお手紙といえます。西 現状での提案先は、お正月にはおせち料理が

また、この制度と親和性の高い保険代理店にも広く、制度のことをお伝えして、任意後見を広げてもらいたいというようにも考えています。西 親の財産等を把握・管理する必要を感じてはいるものの、躊躇も申し訳ないかなど考えてしまうこともあるかもしれません。任意後見制度はこうした家庭での話し合いを作る良いきっかけになりそうです。

貯金、施設利用のあり方について親と話し合っておきたいという漠然とした思いがあるもの、なかなか踏み込めておけることになり、親御さんの思いをすべて確認して公正証書にまとめておけることになり、親御さんが亡くなったとき「やれることはやっておいた」と気持ちの整理をつけてもらえるようなお手伝いをしたいという思いです。

未来永劫にわたり顧客に寄り添う

西 高齢な親御さんを持つ世代からすれば、親御さんの思いをすべて確認して公正証書にまとめておけることになり、親御さんが亡くなったとき「やれることはやっておいた」と気持ちの整理をつけてもらえるようなお手伝いをしたいという思いです。